

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄） 1

○ 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（航空機登録原簿の謄本の交付等に係る手数料の額） 第一条 航空法（以下「法」という。）<u>第三百三十五条第一項第一号</u>に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、九百七十円とする。 （耐空証明等に係る手数料の額） 第二条 法<u>第三百三十五条第二号</u>から第六号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第一のとおりとする。ただし、同表第一号から第八号までの証明、承認又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあつては、同表に掲げる額に別表第二に掲げる額を加算した額とする。 （航空従事者技能証明等に係る手数料の額） 第三条 法<u>第三百三十五条第七号</u>から第十一号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。 （航空機登録証明書等の再交付に係る手数料の額） 第四条 法<u>第三百三十五条第十二号</u>に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一・二 （略） （空港等の検査等に係る手数料の額）	（航空機登録原簿の謄本の交付等に係る手数料の額） 第一条 航空法（以下「法」という。）<u>第三百三十五条第一号</u>に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、九百七十円とする。 （耐空証明等に係る手数料の額） 第二条 法<u>第三百三十五条第二号</u>から第六号までに掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第一のとおりとする。ただし、同表第一号から第八号までの証明、承認又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあつては、同表に掲げる額に別表第二に掲げる額を加算した額とする。 （航空従事者技能証明等に係る手数料の額） 第三条 法<u>第三百三十五条第七号</u>から第十一号までに掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。 （航空機登録証明書等の再交付に係る手数料の額） 第四条 法<u>第三百三十五条第十二号</u>に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額とする。 一・二 （略） （空港等の検査等に係る手数料の額）

第五条 法第百三十五条第一項第十三号、第十四号、第十六号、第十八号又は第二十号に掲げる者（同項第十三号に掲げる者にあつては、空港等の設置の許可を申請する者に限る。）が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。

（航空保安施設の検査等に係る手数料の額）

第六条 法第百三十五条第一項第十三号、第十五号、第十七号、第十九号又は第二十一号に掲げる者（同項第十三号に掲げる者にあつては、航空保安施設の設置の許可を申請する者に限る。）が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第五のとおりとする。

（運航管理者技能検定に係る手数料の額）

第七条 法第百三十五条第一項第二十二号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 （略）

（無人航空機の登録等に係る手数料の額）

第八条 法第百三十五条第一項第二十三号又は第二十四号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千四百円（法第百三十二条の四第一項の登録又は法第百三十二条の六第一項の登録の更新の申請（以下この条において「登録等の申請」という。）を行う者が同時に他の登録等の申請を行う場合における当該他の登録等の申請にあつては、二千円）とする。

2 （略）

（機体認証に係る手数料の額）

第九条 法第百三十五条第一項第二十五号に掲げる者が同項の規定

第五条 法第百三十五条第十三号、第十四号、第十六号、第十八号又は第二十号に掲げる者（同条第十三号に掲げる者にあつては、空港等の設置の許可を申請する者に限る。）が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。

（航空保安施設の検査等に係る手数料の額）

第六条 法第百三十五条第十三号、第十五号、第十七号、第十九号又は第二十一号に掲げる者（同条第十三号に掲げる者にあつては、航空保安施設の設置の許可を申請する者に限る。）が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第五のとおりとする。

（運航管理者技能検定に係る手数料の額）

第七条 法第百三十五条第二十二号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額とする。

一・二 （略）

（無人航空機の登録等に係る手数料の額）

第八条 法第百三十五条第二十三号又は第二十四号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千四百円（法第百三十一条の六第一項の登録又は法第百三十一条の八第一項の登録の更新の申請（以下この条において「登録等の申請」という。）を行う者が同時に他の登録等の申請を行う場合における当該他の登録等の申請にあつては、二千円）とする。

2 （略）

（新設）

により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる
認証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一種機体認証 次のイからハまでに掲げる無人航空機の区
分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 法第三十二条の十三第五項第一号に掲げる無人航空機

次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)
又は(2)に定める額

(1) 航空の用に供した無人航空機 一機につき四万九千六百

円（当該無人航空機について機体認証の申請を行う者が同
時に当該無人航空機の型式と同一の型式の他の無人航空機
について機体認証の申請を行う場合における当該他の無人
航空機（以下この条において「追加機体」という。）にあ
つては、四万九千円）

(2) (1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき四

万四千円（追加機体にあつては、四万三千四百円）

ロ 法第三十二条の十三第五項第二号に掲げる無人航空機

次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)
又は(2)に定める額

(1) 第一種型式認証を受けた型式の無人航空機 一機につき
四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）

(2) (1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の(i)又は(ii)
に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定
める額

(i) 第一種機体認証を受けた後に改造をした無人航空機
一機につき十四万千円を超えない範囲内において、飛

行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

(ii) (i)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき
四万九千六百円

ハ イ及びロに掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の(1)又

は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に

	定める額
(1)	航空の用に供した無人航空機 一機につき百五十九万二千二百円を超えない範囲内において、飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額
(2)	(1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき百五十九万三百円を超えない範囲内において、飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額
二	第二種機体認証 次のイからハまでに掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
イ	法第百三十二条の十三第六項第一号に掲げる無人航空機 次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
(1)	航空の用に供した無人航空機 一機につき四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額
(2)	(1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき三千百円（追加機体にあつては、二千四百五十円）
ロ	法第百三十二条の十三第六項第二号に掲げる無人航空機 次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
(1)	第一種型式認証又は第二種型式認証を受けた型式の無人航空機 一機につき四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額
(2)	(1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の(i)又は(ii)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額
(i)	第二種機体認証を受けた後に改造をした無人航空機 一機につき十二万円を超えない範囲内において、最大離

陸重量又は飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額	
(ii)	(i)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき 四万九千六百円を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額
ハ イ及びロに掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額	
(1)	第一種型式認証を受けた型式の無人航空機 次の(i)又は(ii)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額
(i)	航空の用に供した無人航空機 一機につき四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額
(ii)	(i)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき三千百円（追加機体にあつては、二千四百五十円）
(2)	(1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の(i)又は(ii)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額
(i)	航空の用に供した無人航空機 一機につき九十九万四千八百円を超えない範囲内において、最大離陸重量又は飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額
(ii)	(i)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき九十九万二千九百円を超えない範囲内において、最大離陸重量又は飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

(機体認証書又は型式認証書の再交付に係る手数料の額)

第十条 法第百三十五条第一項第二十六号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 機体認証書の再交付を申請する者 一機につき千六百五十円
- 二 型式認証書の再交付を申請する者 一件につき千七百五十円

(型式認証に係る手数料の額)

第十一条 法第百三十五条第一項第二十七号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第一種型式認証 次のイ又はロに掲げる型式の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第一種型式認証（有効期間の残存期間が二月以上のものに限る。）を受けている型式 一件につき三十万七千三百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

ロ イに掲げる型式以外の型式 一件につき二百七十三万八千八百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

- 二 第二種型式認証 次のイ又はロに掲げる型式の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二種型式認証（有効期間の残存期間が二月以上のものに限る。）を受けている型式 一件につき十五万五千三百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機の最大離陸重量又は当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

ロ イに掲げる型式以外の型式 一件につき百六十一万四千六百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機の最大離陸重量又は当該型式の無人航空機を飛行させようとする

(新設)

(新設)

方法に応じ、国土交通省令で定める額

(設計又は製造過程の変更の承認に係る手数料の額)

第十二条 法第三十五条第一項第二十八号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一種型式認証 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 八十二万六千七百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 当該型式の無人航空機に係る塗装の変更その他これに類する安全性及び均一性に影響しない設計又は製造過程の変更(次号ロにおいて「軽微変更」という。)をしようとする場合 三万五千四百円

二 第二種型式認証 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 四十九万八千九百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機の最大離陸重量又は当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 軽微変更をしようとする場合 三万五千四百円

(無人航空機操縦者技能証明に係る手数料の額)

第十三条 法第三十五条第一項第二十九号に掲げる者が法第三十三条の四十七第一項の試験に関し法第三十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる資格の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一等無人航空機操縦士 次のイからハまでに掲げる試験の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額(当該者が次のイ

(新設)

(新設)

からハまでに掲げる試験のうち二以上の試験を受けようとするときは、当該二以上の試験についてイからハまでに定める額の合計額）

イ 身体検査 一万九千九百円を超えない範囲内において、法第百三十二条の五十五の試験に関する実施細目（身体検査に係るものに限る。）に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 学科試験 九千九百円

ハ 実地試験 九万千円を超えない範囲内において、無人航空機の種類又は飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

二 二等無人航空機操縦士 次のイからハまでに掲げる試験の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額（当該者が次のイからハまでに掲げる試験のうち二以上の試験を受けようとするときは、当該二以上の試験についてイからハまでに定める額の合計額）

イ 身体検査 前号イに定める額

ロ 学科試験 八千八百円

ハ 実地試験 八万四千二百円を超えない範囲内において、無人航空機の種類又は飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

2 法第百三十五条第一項第二十九号に掲げる者が無人航空機操縦者技能証明書に関し同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、三千円とする。

（無人航空機操縦者技能証明書の再交付に係る手数料の額）

第十四条 法第百三十五条第一項第三十号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千八百五十円とする。

（無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新に係る手数料の額）

（新設）

第十五条 法第三十五条第一項第三十一号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千八百五十円とする。

(新設)

(無人航空機操縦者技能証明についての限定の変更に係る手数料の額)

第十六条 法第三十五条第一項第三十三号に掲げる者が法第三百

(新設)

十二条の五十二第二項において準用する法第三百三十二条の四十七第一項の試験に関し法第三百三十五条第一項の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 無人航空機の種類に係る限定のみを変更しようとする場合

次のイ又はロに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 一等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分

に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額(当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額)

(1) 身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額

(2) 実地試験 四万六千二百円を超えない範囲内において、

無人航空機の種類に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 二等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分

に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額(当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額)

(1) 身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額

(2) 実地試験 四万二千四百円を超えない範囲内において、

無人航空機の種類に応じ、国土交通省令で定める額

二 無人航空機の飛行の方法に係る限定のみを変更しようとする場合 次のイ又はロに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイ又

		はロに定める額	
		イ 一等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に 応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額（当該者が(1)及び(2)に 掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定 める額の合計額）	
		(1) 身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額	
		(2) 実地試験 四万四千八百円を超えない範囲内において、 無人航空機の飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額	
ロ		二等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分 に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額（当該者が(1)及び(2)に 掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定 める額の合計額）	
(1)		身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額	
(2)		実地試験 四万四千八百円を超えない範囲内において、無 人航空機の飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額	
三		前二号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる資格 の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額	
イ		一等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分 に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額（当該者が(1)及び(2)に 掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定 める額の合計額）	
(1)		身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額	
(2)		実地試験 九万千円を超えない範囲内において、無人航 空機の種類及び飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める 額	
ロ		二等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分 に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額（当該者が(1)及び(2)に 掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定 める額の合計額）	
(1)		身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額	
(2)		実地試験 九万千円を超えない範囲内において、無人航 空機の種類及び飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める 額	
(1)		身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額	
(2)		実地試験 九万千円を超えない範囲内において、無人航 空機の種類及び飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める 額	
(1)		身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額	
(2)		実地試験 九万千円を超えない範囲内において、無人航 空機の種類及び飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める 額	

(2) 実地試験 八万四千二百円を超えない範囲内において、無人航空機の種類及び飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

2 法第百三十五条第一項第三十三号に掲げる者が無人航空機操縦者技能証明書に関し同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千八百五十円とする。

(本邦外において行う検査等に係る手数料の額)

第十七条 法第百三十五条第一項第二号から第五号までに掲げる者で本邦外において行う検査を受けようとするもの、同項第六号に掲げる者で本邦外の事業場について行う認定（国土交通大臣が当該認定のため職員をその地に出張させる必要があると認めるものに限る。）を受けようとするもの、同項第七号若しくは第八号に掲げる者で本邦外において行う実地試験を受けようとするもの又は同項第二十五号、第二十七号若しくは第二十八号に掲げる者で本邦外において行う検査を受けようとするものが同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、第二条、第三条、第九条、第十一条及び第十二条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、国土交通省令で定める数の職員が当該検査、認定又は実地試験のためその地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、これらの職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に必要な細目は、国土交通省令で定める。

(本邦外において行う検査等に係る手数料の額)

第九条 法第百三十五条第二号から第五号までに掲げる者で本邦外において行う検査を受けようとするもの、同条第六号に掲げる者で本邦外の事業場について行う認定（国土交通大臣が当該認定のため職員をその地に出張させる必要があると認めるものに限る。）を受けようとするもの又は同条第七号若しくは第八号に掲げる者で本邦外において行う実地試験を受けようとするものが同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、第二条及び第三条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、国土交通省令で定める数の職員が当該検査、認定又は実地試験のためその地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、これらの職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に必要な細目は、国土交通省令で定める。